

第2回研究会を踏まえた調査事項の検討 状況について

令和8年2月9日
総務省統計局
経済産業省大臣官房調査統計グループ



Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

「企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価」の取扱いについて

- 「企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価」は、SNAの商業マージン額推計に用いられているが、具体的な利活用の範囲は卸売業、小売業を主業とする企業（以下「商業企業」という。）の結果に限定されていたことから、利活用の実績を踏まえた把握範囲の見直しを検討したもの。

- 第2回研究会での指摘を踏まえ、現状の利活用状況を確認した。

- ・ SNAのマージン額推計では、基準年マージン額（卸売・小売別）に、本調査の「年間商品販売額」の伸びとマージン率（「年間商品販売額」と「商品売上原価」から算出）の伸びを乗じ推計している。
- ・ マージン率については、「商品売上原価」が卸売・小売別となっていないことから、卸売業のマージン率を卸売マージン率、小売業のマージン率を小売マージン率と見做して用いている。
- ・ 「年間商品販売額」については、卸売、小売別に把握しているものの、マージン率に合わせ、卸売業の「年間商品販売額（卸売+小売）」を卸売マージン額推計に用い、小売業の「年間商品販売額（卸売+小売）」を小売マージン額推計に用いている。

- 次回調査に向けた対応（案）

- ・ 「商品売上原価」については、卸売・小売別に把握することは報告者負担の関係から困難であると考えられ、非商業企業分も推計に用いることは困難であることから、調査対象を商業企業に限定することとしたい。
- ・ 一方、「年間商品販売額」については、非商業企業も含め「卸売販売額」、「小売販売額」別に把握しており、将来的に、非商業企業分も推計に用いる可能性もあり得ることから、引き続き全産業対象事項とすることとしたい。